

法律や基本計画に、事業者の責務・義務が定められています。

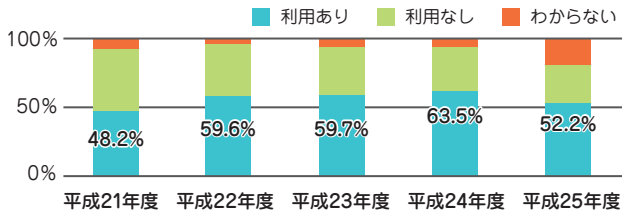
フィルタリングの提供

インターネット接続事業者(携帯電話事業者、プロバイダ等)には、**フィルタリングを提供する義務**が課されています。【法第17条、18条】

また、インターネット接続機器の製造事業者には、**フィルタリングの利用を容易にする措置を講じる義務**が課されています。【法第19条】

⚠️ フィルタリングの利用率が低下しています！

● フィルタリング等利用率 (資料:内閣府)



インターネットやフィルタリングの仕組みが複雑になり、保護者が十分に理解できない実態が指摘されています。
店頭や相談窓口、ホームページなどを通じて、わかりやすい説明が求められています。

違法・有害情報の閲覧防止

特定サーバー管理者(サイト・アプリ運営事業者)には、**青少年が有害情報を閲覧できないようにするための努力義務**が課されています。【法第21条】

インターネットに関する機器やサービスを提供する事業者には、青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等を行うことが求められています。

※このような考え方を「**青少年保護・バイ・デザイン**」といいます。

お問い合わせ・相談窓口

本リーフレットに関する問合せ先

● 内閣府

政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)

TEL: 03-6257-1443(直通)

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html> ホームページで関連情報の提供を行っています。



総務省・経済産業省で 事業者による取組を支援しています。

● 総務省

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

TEL: 03-5253-5847(直通)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html

● 経済産業省

商務情報政策局情報経済課

TEL: 03-3501-0397(直通)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

民間団体でも

事業者向けの情報提供を行っています。

● 安心ネットづくり促進協議会(安心協)

TEL: 03-3562-8850 <http://www.good-net.jp/>

安心協は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全・安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。

● 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

TEL: 03-6913-9235 <https://www.ema.or.jp/>

EMAは、青少年の保護と健全な育成を目的とし、Webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育活動を行う第三者機関です。

● 一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)

TEL: 03-5739-1601 <http://www.i-roi.jp/>

I-ROIは、Webサイトの健全性認定とデジタルコンテンツを扱う特定サーバー管理者の育成等を行う団体です。